

せいしんほけんふくし てび
精神保健福祉の手引き

れいわ ねんどぼん
(令和6年度版)

あまがさきし
尼崎市

この手引きは、精神障害のある方が、その障害の種類・程度により、対象となる制度にはどのようなものがあるのかを知っていただくために作成したものです。

制度によっては、所得状況、障害の種類・程度などにより対象とならない場合や事前申請を必要とするものなどがありますので、各制度を担当する窓口でよく

ご相談ください。(市外局番のない電話・FAX番号はすべて尼崎06番です)

もくじ

No.	内容	ページ
1	精神障害者保健福祉手帳の申請方法	2
2	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方の福祉制度	4
3	その他の福祉制度	9
4	自立支援医療（精神通院）	12
5	障害福祉サービス等の給付	14
6	精神保健福祉事業	14
7	関係機関一覧表	17
8	精神障害者相談員	17
9	尼崎市が委託している相談支援事業所	18
10	障害者虐待通報・緊急連絡窓口	19

1 精神障害者保健福祉手帳の申請方法

対象

精神障害のために、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方

障害の等級

障害の程度により、重いものから順に1級、2級、3級

手帳の交付（新規）及び更新手続きの方法

(1) 申請者について

本人による申請

(2) 申請に必要な書類（A・Bのいずれか）

申請書類は、申請窓口にご用意しています。

A 医師の診断書で申請する場合

- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
※初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの
- 顔写真 縦4cm × 横3cm（1年以内に撮影されたものを1枚）
- 個人番号の確認ができるもの

B（精神障害による）障害年金証書写しで申請する場合

- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- 年金事務所等照会同意書
- 次のいずれか

① 障害年金証書の写し

② 年金振込通知書または、年金支払通知書

(①②とも省略をすることは可能ですが、審査の状況により兵庫県から提出を求められることがありますので、予めご了承ください。)

・ 顔写真 縦4cm × 横3cm (1年以内に撮影されたものを1枚)

・ 個人番号の確認ができるもの

(3) 手帳の有効期間

2年間。更新するには手続きが必要です。更新手続きは、有効期間終了日の3ヶ月前から行うことができますので、更新される場合はお早目に手続きください。

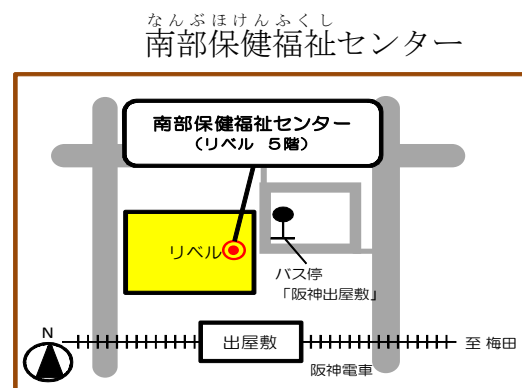
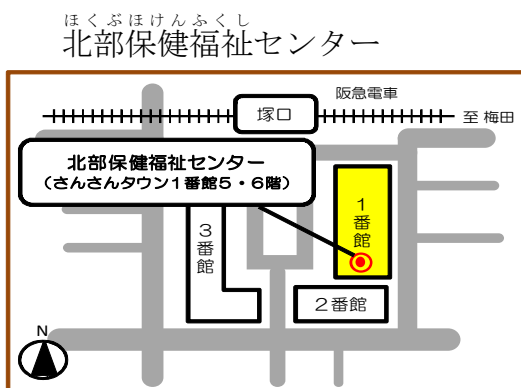
(4) 申請窓口

尼崎市北部保健福祉センター 北部地域保健課

尼崎市南部保健福祉センター 南部地域保健課

尼崎市保健所疾病対策課

各地区保健・福祉申請受付窓口



※保健福祉センターは駅前にありますので、バス・電車の公共交通機関をご利用ください。

※駐車場はありますが、料金は利用者負担となりますので、ご了承ください。

※駐輪場はありますが、一定時間経過後は有料となります。

2 せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ う かた ふくしせいど 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方の福祉制度

ばんごう 番号	こうもく 項目	たいしょう 対象	ないよう 内容	まどぐち 窓口
1	しょうがいしゃいりょうひ 障害者医療費 じよせいせいど 助成制度	1・2級	しょうがいしゃ じ いりょうきかん 障害者(児)が医療機関にかかった とき いりょうひ ほけんしんりょう とき、医療費のうち保険診療の じこふたんぶん じよせい 自己負担分を助成する いちぶふたんきん しょとくせいげん (一部負担金・所得制限あり。18 さいみまん しょうがいじ にゅういん じこふたん 歳未満の障害児は入院の自己負担 なし)。 <u>せいしんしっかん のぞ しつべい じよせい</u> <u>精神疾患を除く疾病が助成</u> <u>たいしょう</u> <u>の対象。</u> たいしょう こくみんけんこうほけん 対象は、国民健康保険による ひほけんしゃ しゃかいほけん 被保険者または社会保険による ひほけんしゃ くみあいいん かにゅうしやおよ 被保険者、組合員、加入者及び ひふようしゃ 被扶養者。	ふくしいりょうか 福祉医療課 (TEL 06-6489-6359) (FAX 06-6489-6398) かくほけんふくし 各保健福祉センター ちいきほけんか 地域保健課 かくちくほけん 各地区保健・ ふくししんせいうけつけまどぐち 福祉申請受付窓口
2	こうれいしょうがいしゃ 高齢障害者 いりょうひじよせいせいど 医療費助成制度	1・2級	しょうがいしゃ こうきこうれいしゃいりょう う 障害者が、後期高齢者医療を受ける さい しはら じこふたんきん じよせい 際、支払う自己負担金を助成する いちぶふたんきん しょとくせいげん (一部負担金・所得制限あり)。 <u>せいしんしっかん のぞ しっかん じよせい たいしょう</u> <u>精神疾患を除く疾患が助成の対象。</u> たいしょう こうきこうれいしゃいりょう ひほけんしゃ 対象は後期高齢者医療の被保険者。	

<p>3</p>	<p>こうきこうれいしやいりよう 後期高齢者医療 せいど 制度</p>	<p>1・2級</p>	<p>さい さい かた こうきこうれいしやいりよう 65歳から74歳の方は、後期高齢者医療に かにゆう 加入することができる。 ※加入すると あまがきき せいしんいりようふかきん 尼崎の精神医療付加金（11ページ 21 さんしやう しきゆう う 参照）の支給は受けられない。</p>	<p>こうきこうれいしやいりよう 後期高齢者医療 せいどたんとう 制度担当 (TEL 06-6489-6836) (FAX 06-6481-1371)</p>
<p>4</p>	<p>ちゆうしやきんしじよがいしていしやひやうしやう 駐車禁止除外指定車標章 の交付</p>	<p>きゆう 1級</p>	<p>どうろひやうしき どうろひやうじ ちゆうしや 道路標識や道路標示により駐車を きんし ぼしよ ちゆうしや 禁止している場所に駐車すること ちゆうしやきんしじよがいしていしや ができる「駐車禁止除外指定車 ひやうしやう しんせい もとづきこうふ 標章」を申請に基づき交付する。 しんせいじ ひつやう ※申請時に必要なもの てちやうおよ てちやう うつ か こ 手帳及び手帳の写し、過去に ひやうしやうこうふ う ばあい 標章交付を受けている場合はその ひやうしやう だいにしんせい ばあい いにんじやう 標章、代理申請の場合は委任状 およ だいにんにん みぶん しやうめい 及び代理人の身分を証明できる しよめん 書面</p>	<p>けんない けいさつしやこうつうか 県内の警察署交通課 けいさつほんぶこうつうきせいか 警察本部交通規制課 [と あ さき] [問い合わせ先] けいさつほんぶ 警察本部 こうつうきせいか 交通規制課 (TEL 078-341-7441) ないせん (内線5177) (FAX 078-351-7847)</p>
<p>5</p>	<p>ひやうご 兵庫ゆずりあい ちゆうしやじやうりやうしやう こうふ 駐車場利用証の交付</p>	<p>きゆう 1級</p>	<p>こうきやうしせつ しやうぎやうしせつ びやういんとう 公共施設や商業施設、病院等の ちゆうしやじやう ひやうご ちゆうしや 駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車 じやう あんないひやうじ ちゆうしやくかく 場」の案内表示がある駐車区画の りやうしやう こうふ 利用証を交付する。</p> 	<p>しつべいたいさくか 疾病対策課 かくほけんふくし 各保健福祉センター ちいきほけんか 地域保健課</p>

6	しえいじゆうたく もうしこみ 市営住宅の申込	1・2級 <small>きゅう</small>	にゆうきよ かた てちよう 入居しようとする方のなかに、手帳の こうふ う かた せたい 交付を受けている方がいる世帯について、 にゆうきよしゆうにゆうきじゆん かんわ 入居収入基準が緩和される。	あまがさきしえいじゆうたく 尼崎市営住宅 なんぶかんり 南部管理センター (TEL 06-6411-1151)
7	NTT104 <small>むりようでんわばんごうあんない</small> 無料電話番号案内 <small>あんない</small> 「ふれあい案内」	1～3級 <small>きゅう</small>	しよてい もうしこみてつづき むりよう 所定の申込手続きにより、無料で でんわばんごうあんない りよう 104電話番号案内を利用できる せいど じぜん とうろく ひつよう 制度（事前に登録が必要です） <small>あんない りよう</small> ※ふれあい案内の利用については、 <small>にしにほんおよ</small> NTT西日本及びNTTの104を <small>りよう つうしんぎようしゃ かいせん けいたい</small> 利用できる通信業者の回線（携帯 <small>でんわふく</small> 電話含む）から、104をダイヤル <small>ばあい たいしよう</small> した場合が対象。	<small>にしにほん</small> NTT西日本ふれあ <small>あんないたんとう</small> い案内担当 (TEL0120-104-174) 平日 9:00～17:00 <small>ど・にち・しゆく・ねんまつ</small> ※土・日・祝・年末 <small>ねんし のぞ</small> 年始を除く
8	<small>けいたいでんわ</small> 携帯電話の <small>わりびき</small> 割引サービス	1～3級 <small>きゅう</small>	<small>けいたいでんわ きほんしりょうりようきんとう わりびき</small> 携帯電話の基本使用料金等が割引さ れる。	<small>かくけいたいでんわがいしやおよ</small> 各携帯電話会社及び <small>とりあつかいてん</small> 取扱店

9	<p>ぜい げんめん 税の減免</p> <p>※ ぜいきん せいど 税金の制度について</p> <p>はんい ひろく その範囲が広く、</p> <p>ないよう 内容によって</p> <p>たいしょうしゃ まどぐち 対象者・窓口が</p> <p>ちが 違います。</p> <p>また、ぜいきん しゅるい また、税金の種類に</p> <p>よって、しんせいじ き よって、申請時期や</p> <p>きじゅんとう こと 基準等も異なります</p> <p>ので、よくお確かめ ので、よくお確かめ</p> <p>ください。</p>	1～3級	<p>① しょうとくぜい 所得税</p> <p>② そうぞくぜい けいげん 相続税 ※軽減となる場合があ ります。</p>	<p>あまがさきぜいむしょ 尼崎税務署</p> <p>(TEL 06-6416-1381)</p>
			③ こじんしみんぜい けんみんぜい 個人市民税・県民税	<p>しみんぜいか 市民税課</p> <p>(TEL 06-6489-6246) (FAX 06-6489-6875)</p>
		ほんにんまた 本人又は	④ けいじどうしゃぜいしゅべつわり 軽自動車税種別割	<p>ぜいむかんりか 税務管理課</p> <p>(TEL 06-6489-6288) (FAX 06-6489-6875)</p>
		せいけい いつ 生計を一	⑤ じどうしゃぜいしゅべつわり 自動車税種別割	<p>にしのみやけんぜいむしょ 西宮県税事務所</p> <p>(TEL0798-39-6113) (FAX0798-23-7795)</p>
		にする方	<p>※ しんせいじ せいしんしょうがいしゃほけん 申請時、精神障害者保健</p> <p>ふくしてちょう も かた 福祉手帳をお持ちの方が</p> <p>にゅういん ふくししせつとう にゅうしょ 入院や福祉施設等に入所</p> <p>している場合は減免不可。</p>	
		が所有す	⑥ じどうしゃぜいかんきょうせいのわり 自動車税環境性能割	<p>こうべけんぜいむしょ 神戸県税事務所</p> <p>(TEL078-441-0305) (FAX078-441-4932)</p>
		る自動車	⑦ けいじどうしゃぜいかんきょうせいのわり 軽自動車税環境性能割	<p>こうべけんぜいむしょ 神戸県税事務所</p> <p>(TEL078-822-6050) (FAX078-822-6050)</p>
等 (④を				
のぞき				
1級)				
10	<p>しょうがくよきん り ししょうとくとう 小額預金の利子所得等</p> <p>ひかぜいせいど の非課税制度</p> <p>つうしょう ゆう (通称：マル優)</p>	1～3級	<p>よちよきんとう がんぼん まんえん 預貯金等の元本 (350万円まで) の</p> <p>りし ひかぜい 利子が非課税になる。</p> <p>りよう じぜん きんゆう (利用するためには、事前に金融</p> <p>きかんとう てつづ ひつよう 機関等で手続きする必要がある。)</p>	<p>かくきんゆうきかん 各金融機関</p>

11	<p>バス特別乗車証 (I C乗車証) の交付</p>	1～3級	<p>阪神バス・阪急バスの一般路線バスのうち、尼崎市内の停留所で乗車し、かつ尼崎市内で降車する場合に限り、無料で利用できる特別乗車証を交付する。介護人付は1級の方のみ。 (市内に住所を有する方に限ります)</p>	<p>各保健福祉センター 地域保健課 各地区保健・福祉申請受付窓口 (受付のみで) 即日交付は行わない)</p>
12	NHK受信料の免除	1～3級	<p>全額免除：精神障害者がいる世帯で、世帯全員が個人市民税・県民税非課税の場合。 半額免除：世帯主がNHK受信契約者で重度(1級)の精神障害者</p>	<p>各保健福祉センター 地域保健課 疾病対策課 各地区保健・福祉申請受付窓口</p>
13	<p>市立自動車駐車場 (阪神尼崎駅前駐車場) 料金の減免</p>	1～3級	<p>手帳を所持した方が運転または同乗している場合、入庫から3時間以下であれば料金が無料となる。必ず駐車場内の管理室にて手帳の提示と減免申請が必要。</p>	<p>道路課 (TEL 06-6489-6480) または駐車場管理室まで</p>
14	<p>市立自転車駐車場 定期利用料の減免</p>	1～3級	<p>手帳を所持した方が採用する場合、定期利用料金が半額となる。必ず手帳の提示が必要。民間駐輪場についてはそれぞれの駐輪場にお問い合わせを。</p>	<p>放置自転車対策担当 (TEL 06-6489-6504) または各駐輪場まで</p>

3 その他の福祉制度

ほんごう 番号	こうもく 項目	ないよう 内容	まどぐち 窓口
15	とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	<p>ざいたく げつ こ にゅういん ふく 在宅（3ヶ月を越えて入院していないものを含む）の</p> <p>とくべつじゅうどしょうがいしゃ しきゅう 特別重度障害者に支給する。</p> <p>じゅうど しんしんしょうがい じゅうふく かたまた どうていど ・重度の心身障害が重複している方又はこれと同程度の</p> <p>しょうがい かた 障害のある方</p> <p>しきゅうげつがく えん れいわ ねん がつ 支給月額27,980円（令和5年4月から）</p> <p>ぜんこくしょうひしゃぶつかしすう じっせき へんどう （全国消費者物価指数の実績により変動あり）</p> <p>しよとくせいげん げんそく しんだんしよ ひつよう ・所得制限あり ・原則として診断書が必要</p>	<p>しょうがいふくしか 障害福祉課</p> <p>(TEL 06-6489-6397) (FAX 06-6489-6351)</p> <p>かくほけんふくし 各保健福祉センター</p> <p>しょうがいしゃしえんか 障害者支援課</p> <p>かくちくほけん 各地区保健・</p> <p>ふくししんせいうけつけまどぐち 福祉申請受付窓口</p>
16	とくべつじどうふよう 特別児童扶養 てあて 手当	<p>しんしん しょうがい じどう さいみまん かんご ちちも 心身に障害のある児童（20歳未満）を監護する父若しくは</p> <p>はは また ふぼ じどう よういく ひと しきゅう 母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給。</p> <p>しよとくせいげん ・所得制限あり</p> <p>しきゅうたいしょうじどう こうてきねんきんじゅきゅうとう しかくせいげん ・支給対象児童の公的年金受給等により資格制限あり</p>	<p>しょうがいふくしか 障害福祉課</p> <p>(TEL 06-6489-6397) (FAX 06-6489-6351)</p> <p>かくほけんふくし 各保健福祉センター</p> <p>しょうがいしゃしえんか 障害者支援課</p>
17	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	<p>ざいたく にゅういんちゅう か じゅうどしんしんしょうがいじ さい 在宅（入院中も可）の重度心身障害児（20歳</p> <p>みまん しきゅう 未満）に支給する。</p> <p>しよとくせいげん げんそく しんだんしよ ひつよう ・所得制限あり ・原則として診断書が必要</p> <p>た こうてきねんきんじゅきゅう しかくきゅうふせいげん ・他の公的年金受給により資格給付制限あり</p>	<p>しょうがいふくしか 障害福祉課</p> <p>かくほけんふくし 各保健福祉センター</p> <p>しょうがいしゃしえんか 障害者支援課</p> <p>かくちくほけん 各地区保健・</p> <p>ふくししんせいうけつけまどぐち 福祉申請受付窓口</p>

<p>18</p>	<p>しょうがいきそねんきん 障害基礎年金の じゆきゆう 受給</p>	<p>しんしん しょうがい さいいじょう こくみんねんきんほう さだ 心身に障害がある20歳以上で国民年金法に定める</p> <p>1、2級に該当する者に支給する。ただし、初診日において こくみんねんきんほけんりょう こうせいねんきんとう ほけんりょう ふく いっていきかん 国民年金保険料(厚生年金等の保険料を含む)を一定期間 いじょうのうふ 以上納付していなければならない。</p> <p>しょうしんび さいみまん ばあい ほけんりょう のうふようけん 初診日が20歳未満の場合は保険料の納付要件はないが、 しよとくせいげん せいきゆう げんそく さい 所得制限あり。(請求は原則として65歳まで)</p> <p>しょうしんび こうせいねんきん きょうさいくみあいとう かにゆうちゆう ばあい ・初診日が厚生年金・共済組合等の加入中である場合は せいど たいしやう それぞれの制度で対象となる。</p> <p>しょうしんび しょうわ ねん がつ にちいこう こうせいねんきん きょうさいくみあい ・初診日が昭和61年4月1日以降で厚生年金・共済組合 とう かにゆうしゃ ひふようはいぐうしゃ こくみんねんきんだい ごうひ 等の加入者の被扶養配偶者となっていた国民年金第3号被 ほけんしゃきかんちゆう ばあい まどぐち あまがさきねんきんじむしょ 保険者期間中にある場合の窓口は尼崎年金事務所となる。</p>	<p>こくほねんきんか 国保年金課 (TEL 06-6489-6428) (FAX 06-6489-6417)</p> <p>あまがさきねんきんじむしょ 尼崎年金事務所 きやくさまそうだんしつ お客様相談室 (TEL 06-6482-4591) (FAX 06-6482-1438)</p>
<p>19</p>	<p>むねんきんがいこくじん 無年金外国人 じゆうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 とくべつきゆうふきん 特別給付金</p>	<p>ねんきんせいど しかくようけんとう しょうがいきそねんきん う 年金制度の資格要件等により障害基礎年金を受けることがで きないじゆうど ちゆうどしょうがいしゃ たい とくべつきゆうふきん じきゆう きない重度・中度障害者に対して特別給付金を支給する。</p> <p>しな い きよじゆう さいいじょう ひと 市内に居住する20歳以上の人で</p> <p>しょうわ ねん がつ にちまえ さい たつ がいこくじん ①昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人で、 どうじつまえ しょうがい しょうしんび ひと 同日前に障害の初診日があった人</p> <p>しょうわ ねん がつ にちまえ ちようきかん かいがいたいざいちゆう しょうがい ②昭和61年4月1日前に長期間の海外滞在中に障害 しょうしんび ひと の初診日があった人</p> <p>しよとくせいげん ・所得制限あり</p> <p>た こうてきねんきんじゆきゆう きゆうふせいげん ・他の公的年金受給により給付制限あり</p>	<p>こくほねんきんか 国保年金課 (TEL 06-6489-6428) (FAX 06-6489-6417)</p>

20	<p>せいしんしょうがいしゃ 精神障害者</p> <p>しゃかいできおうくんれんじぎょう 社会適応訓練事業</p>	<p>ひょうごけんないざいじゆう せいしんしょうがいしゃ じぎょう りよう 兵庫県内在住の精神障害者で、事業を利用することで</p> <p>いっばんしゅうろう いこう かとうせい ひょうごけんちじ みと もの 一般就労へ移行する可能性がある」と兵庫県知事が認めた者が</p> <p>たいしょう きょうりょくじぎょうしょ くんれん おこな 対象。協力事業所にて、訓練を行う。</p>	<p>しつぺいたいさくか 疾病対策課</p> <p>または</p> <p>かくほけんふくし 各保健福祉センター</p> <p>ちいきほけんか 地域保健課</p>
21	<p>せいしんいりょうふかきん 精神医療付加金</p> <p>しきゅうせいど 支給制度</p>	<p>あまがさきしこくみんけんこうほけんひほけんしゃ じりつしえんいりょう せいしんつういん 尼崎市国民健康保険被保険者で、自立支援医療（精神通院）を</p> <p>りよう 利用されている方へ医療費の5%（自己負担上限額の範囲内）を</p> <p>しきゅう 支給する。</p>	<p>こくほねんきんか 国保年金課</p> <p>(TEL 06-6489-6420)</p> <p>(FAX 06-6489-4811)</p>
22	<p>せいかつふくししきん 生活福祉資金</p>	<p>しょうがいしゃせたい けいざいてきじりつ せいかつひやく じょちょうそくしんとう ほか 障害者世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進等を図る</p> <p>しきん かしつけ みんせいいいん ひつよう えんじょしどう おこな ため、資金の貸付と民生委員による必要な援助指導を行う。</p>	<p>あまがさきし 尼崎市</p> <p>しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会</p> <p>(TEL 06-4300-3020)</p> <p>(FAX 06-6481-9719)</p>
23	<p>ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者</p> <p>めいぼ じょうほうていきょう 名簿の情報提供</p>	<p>こうれいしゃ しょうがいしゃ ひなんこうどうようしえんしゃ じょうほう 高齢者や障害者などの避難行動要支援者の情報を、</p> <p>へいじょうじ ひなんしえんとうかんけいしゃ けいさつ しょうぼう みんせい 平常時から、避難支援等関係者である警察、消防、民生</p> <p>じどういいん しゃかいふくしきょうぎかい じしゅぼうさいそしき じちかい とう 児童委員、社会福祉協議会（自主防災組織・自治会）等に</p> <p>ていきょう さいがいじ ひなんしえん へいじょうじ ひなんたいせい 提供し、災害時の避難支援や平常時からの避難体制づくり</p> <p>などにかつよう などに活用する。</p> <p>せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう かた たいしょう 精神障害者保健福祉手帳1級の方などが対象。</p> <p>とうろくしんせい ひつよう ※登録申請が必要</p>	<p>じゅうそうてきしえんすいしんたんとう 重層的支援推進担当</p> <p>(TEL 06-6489-6013)</p> <p>(FAX 06-6489-6952)</p>
24	<p>「ヘルプカード」・ 「ヘルプマーク」 の交付</p>	<p>えんじょ はいりょ ひつよう がいけん わ かた 援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方</p> <p>に、「ヘルプカード」(下)と「ヘルプマーク」(右)を交付。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>しつぺいたいさくか 疾病対策課</p> <p>または</p> <p>かくほけんふくし 各保健福祉センター</p> <p>ちいきほけんか 地域保健課</p>

4 自立支援医療（精神通院）

内容

- 指定医療機関での保険診療の自己負担が1割になります。（生活保護受給者は自己負担なし）
- 受給者の属する世帯の収入や、受給者の収入に応じ区分を設け、所得区分ごとに自己負担上限額を設けています。

対象

精神疾患の治療のために指定医療機関へ通院されている方（入院治療は除く）。

申請方法

(1) 申請者について

本人又は保護者

(2) 申請に必要なもの

① 新規申請、更新申請、再申請

- 診断書（自立支援医療〔精神通院医療〕用）

※更新申請の場合診断書の提出は2年に1回

- 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- 健康保険証（生活保護受給者は、生活保護受給証明書）
- 個人番号の確認ができるもの

② 県外・神戸市からの転入

原則新規申請扱いとなりますので、必要書類は①と同じです。

ぜんきょじゅうち じりつしえんいりょう にんてい う ゆうこうきげん ひ つ
前居住地で自立支援医療の認定を受けておられて、その有効期限を引き継ぐことを
きぼう ばあい ひつようしょるい こと じぜん そうだん
希望する場合は、必要書類が異なりますので、事前にご相談ください。

(3) ゆうこうきかん 有効期間

ゆうこうきかん ねんかん こうしん てつづ ひつよう こうしんてつづ ゆうこうきかん
有効期間は1年間です。更新するには手続きが必要です。更新手続きは、有効期間
しゅうりょうび げつまえ おこな こうしん ばあい はや てつづ
終了日の3ヶ月前から行 うことができますので、更新される場合はお早めに手続
きをしてください。びょうじょうおよ ちりょうほうしん へんこう しんだんしょ ていしゅつ ねん
きをしてください。病 状 及 び治療方針の変更がなければ、診断書の提出は2年に
かい
1回になります。

(4) しんせいまどぐち 申請窓口

ほくぶほけんふくし ほくぶちいきほけんか
北部保健福祉センター 北部地域保健課

なんぶほけんふくし なんぶちいきほけんか
南部保健福祉センター 南部地域保健課

あまがさきしほけんじょしつぺいたいさくか
尼崎市保健所疾病対策課

かくちくほけん ふくししんせいうけつけまどぐち
各地区保健・福祉申請受付窓口

5 障害福祉サービス等の給付

精神障害者が居宅や施設で介護サービスや自立に向けた就労支援サービス等を利用したときにその費用の一部を助成します。サービス内容は、居宅介護（ホームヘルプ）や移動支援、ショートステイ、就労支援施設やグループホームの利用等です。

お問い合わせ先（お住まいの住所によってお問い合わせ先が違います）

*各保健福祉センターの所管区域は、お住まいの地域が JR神戸線を境界として、北側にお住まいであれば北部保健福祉センター、南側にお住まいであれば南部保健福祉センターとなります。

北部保健福祉センター 北部障害者支援課

(TEL) 06-4950-0374 (FAX) 06-6428-5118

南部保健福祉センター 南部障害者支援課

(TEL) 06-6415-6246 (FAX) 06-6430-6803

6 精神保健福祉事業

思春期問題、ひきこもり、働き盛りのうつ病や不安、アルコールなど薬物への依存症、認知症など精神疾患の治療や社会復帰は、現在では社会的問題と捉えられています。また、阪神大震災などの経験を通じて、災害・緊急時にも、精神保健の重要性が注目されています。ライフサイクルや社会状況によって、身体だけでなく、こころの状況も変わるため、精神保健は、私たちにとって大変身近な健康問題です。

尼崎市では、身体の健康問題だけでなく、精神保健についてのご相談や事業も行っていきます。専門医、精神保健福祉相談員、保健師がご相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

(1) せいしんほけんそうだん
精神保健相談

せいしんほけんふくしそうだんいん ほけんし そうだん
○精神保健福祉相談員、保健師による相談

ずいじ そうだん う らいしょ でんわ けっこう ひつよう おう ほんにん
随時ご相談をお受けします。来所または電話でも結構です。必要に応じてご本人やご

かぞく きぼう かに かんけいきかん ほうもん おこな
家族の希望により家庭や関係機関への訪問も行います。

いし そうだん つき かい ややくせい
○医師による相談（月3回 予約制）

せんもんい そうだん う じぜん じゅうしょち ちいきほけん か そうだん
専門医がご相談をお受けします。事前に住所地の地域保健課へご相談ください。

(2) せいしんしょうがいしゃ かつどう
精神障害者グループ活動

せいしんか びょうき ざいたくりょうよう なた たいしょう いこ ば かつどう
精神科の病気で在宅療養されている方を対象に、「憩いの場」として、また、活動

つう なかま しゃかいせいかつ じしん しゃかいふっき む
を通じて仲間をつくり、社会生活への自信をとりもどせるように、社会復帰に向けての

えんじょ ひとづ あ になが ともち しごと じしん
援助をしています。人付き合いが苦手で友達がいない、仕事をするのにまだ自信がない、

にちちゆうす ば せいかつ ふきそく りょうようちゆう せいかつ なや
日中過ごす場がないため生活のリズムが不規則・・・など、療養中の生活で悩んでお

られる方が集まり、レクリエーション、スポーツ、文化活動などを行っています。

(3) かぞくきょうしつ
家族教室

せいしんしょうがいしゃかぞくきょうしつ
○精神障害者家族教室

せいしんしょうがいしゃ ほんにん じょうきょう ちが かぞく なや しんばいごと
精神障害者ご本人の状況はそれぞれ違いがあっても、ご家族の悩みや心配事は

きょうつう おな なや も かぞく つど ば びょうき
共通するものもあります。同じ悩みを持っておられるご家族の集いの場です。病気や

かいご がくしゅう ふくしせいど じょうほうこうかん かぞくどうし はな あ つう
介護についての学習、福祉制度などの情報交換や、家族同士の話し合いを通じて、ご

かぞく なや ふあん とも かんが
家族の悩みや不安を共に考えます。

保健所で行っている精神保健福祉事業

保健所では、精神科医による相談事業を行っています。ご本人だけでなく、ご家族の方のご相談も受け付けております。

(1) 思春期・若者ころの相談事業（月1回 予約制）

ころの不調を感じていらっしゃる小学生からおおむね25歳までの方を対象に、ご相談を精神科医がお聞きします。

ご家族の方、学校の先生など関係者の方のご相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

(2) 依存症相談事業（専門医相談、月1回 予約制）

アルコール依存症や薬物依存症、ギャンブル依存症など、「自分の意志ではやめることができない」とお悩みの方、またはご家族の方に対して、精神科医による相談を行います。はじめに保健所職員がお話を伺いますので、お気軽にご相談ください。

7 かんけいきかんいちらんひょう
関係機関一覧表

きかんめい 機関名	じゅうしょ 住所	TEL FAX
あまがさきしほけんじょしつべいたいさくか 尼崎市保健所疾病対策課	ななまつちょう 七松町1-3-1-502	06-4869-3053 06-4869-3049
ほくぶほけんふくし 北部保健福祉センター	みなみつかぐちちょう 南塚口町2-1-1 つかぐち 塚口さんさんタウン5階	06-4950-0637 06-6428-5110
なんぶほけんふくし 南部保健福祉センター	たけやちょう 竹谷町2-183	06-6415-6342 06-6430-6850
ちゅうおうちくほけん 中央地区保健・福祉申請受付窓口	かいめいちょう 開明町2-1-1	06-6413-5381 06-6413-5393
おだちくほけん 小田地区保健・福祉申請受付窓口	しおえ ちょうめ 潮江1丁目4-5 アミング潮江プラ ストいきいき3階	06-6480-5593 06-6493-5701
おおしょうちくほけん 大庄地区保健・福祉申請受付窓口	おおしま 大島3-9-25	06-6419-2941 06-6419-3656
たちばなちくほけん 立花地区保健・福祉申請受付窓口	くりやまちょう 栗山町2-25-28	06-6427-7778 06-6429-7007
むこちくほけん 武庫地区保健・福祉申請受付窓口	むこ さと 武庫の里1-13-29	06-6432-5400 06-6433-6502
そのだちくほけん 園田地区保健・福祉申請受付窓口	けま 食満5-8-46	06-6492-1182 06-6494-4463

8 せいしんしょうがいしゃそうだんいん
精神障害者相談員

せいしん しょうがい なた かぞく たちば にちじょうせいかつ おく うえ こま とう
精神に障害のある方、また家族の立場から、日常生活を送る上でのお困りごと等
について相談に応じています。

くわ ちいきせいかつしえん
詳しくは地域生活支援センターポルタ (TEL: 06-4256-7993) または
ほけんじょしつべいたいさくか たず
保健所疾病対策課にお尋ねください。

9 尼崎市が委託している相談支援事業所

障害がある方が地域で安心して自分らしく暮らすことができるように、一緒に考えていきます。ご相談は無料です。

障害福祉サービス等の利用に関することなど

<p>ちいきせいかつしえん 地域生活支援 センターポルタ</p>	<p>あまがさきしおはまちょう ちょうめ 尼崎市尾浜町2丁目32-7</p> <p>かようび どようび しゅくじつ やす (火曜日、土曜日、祝日はお休 み)</p> <p>ごぜん じ ごご じ 午前10時から午後6時まで</p>	<p>TEL : 06-4256-7993</p> <p>FAX : 06-4256-6997</p>
<p>サポートセンター さくら</p>	<p>あまがさきしひがしそのだちょう 尼崎市東園田町4-101-3</p> <p>きかかない (エアー企画内)</p> <p>どようび にちようび しゅくじつ やす (土曜日、日曜日、祝日はお休 み)</p> <p>ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前9時30分～午後5時30分まで</p>	<p>TEL : 06-6430-9225</p> <p>FAX : 06-6491-3837</p>

就労支援に関すること

<p>あまがさきししょうがいしゃ 尼崎市障害者 就労・生活支援 センターみのり</p>	<p>あまがさきしめいしんちょう ちょうめ 尼崎市名神町2丁目1-12</p> <p>げつ か もく きん ごぜん じ ごご じ 月・火・木・金：午前9時～午後5時</p> <p>すい ごぜん じ ごご じ 水：午前9時～午後7時</p> <p>ど つき かい ごぜん じ ごご じ 土：不定期に月1回のみ午前9時～午後5時</p>	<p>TEL : 06-6429-7355</p> <p>FAX : 06-6429-7351</p>
---	--	---

10 障害者虐待通報・緊急連絡窓口

障害者虐待に関する通報や、障害者の地域生活における緊急相談への対応をしています。

北部保健福祉センター 北部障害者支援課

(TEL) 06-4950-0422 (FAX) 06-6428-5118

南部保健福祉センター 南部障害者支援課

(TEL) 06-6415-6248 (FAX) 06-6430-6803

*以下の時間帯については、休日・夜間専用ダイヤルにつながります。

(休日) 土・日・祝日・年末年始

(夜間) 平日の17:30～翌9:00

memo



はっこう あまがさきしほけんきょく しつぺいたいさくか
発行：尼崎市保健局 疾病対策課

あまがさきしなまつちょう ちょうめ
尼崎市七松町1丁目3-1-502

TEL：06-4869-3053

FAX：06-4869-3049

はっこうび れいわ ねん がつ
発行日：令和6年4月